

第 1 種 壓 力 容 器 器 洗 缸

件 名	第 1 種 壓 力 容 器 洗 缸			圖面番号	1 / 3		
圖 面					年 月 日	令和 5 年 4 月 24 日	
縮 尺				管財係	施設係	企画係	係 長
業務隊長	管理科長	當鑑班長	工事企画係長	（印）	（印）	（印）	（印）
（印）	（印）	（印）	（印）	（印）	（印）	（印）	（印）
陸 土 自 衛 隊 湯 布 院 駐 地 業 務 隊							

# 仕様書

## 書

1 件名：第1種圧力容器洗缶

2 実施場所：大分県玖珠郡玖珠町日出生  
陸上自衛隊日出生台演習場

3 概要：日出生台演習場内における第1種圧力容器及び附属品の洗缶を実施する。

### 4 一般事項

- (1) 本作業は、仕様書によるほか「建築保全業務共通仕様書」及びメーカーの「機器点検清掃・調整要領」に基づいて作業するものとする。
- (2) 本作業の写真はカラービーム(A4版)に整理し、1部提出する。
- (3) 諸業者は、契約後遅やかに作業実施日を係官と調整を行い、工程表等を提出して係官の承認を受けるものとする。
- (4) 本仕様書・図面に記載なき事項については係官と調整をし当然実施すものとする。また、作業上特微なものも同様とする。
- (5) 作業中の安全確保には十分留意して現場管理を行うとともに、火災等の災害及び事故に注意する。
- (6) また、必要に応じて養生等の処置を行ふものとする。
- (7) 作業以外の施設等には、機器を与えないよう十分注意をすること。万一、損傷をえた場合は係官にかかると認めた場合、諸業者が賠償及び補償の責任を負うものとする。
- (8) 現場において、指定された以外への立入及び火気の使用は禁止する。
- (9) 常に清潔にし、片付け清掃をその都度実施すること。
- (10) 部隊側の電気・水道等を使用する場合は、係官の承認を受けた後使用し、その後料金を負担すること。

### 5 本作業を実施する第1種圧力容器の形式・構造及び数量

整備機器	形 式	構 造	数 量	設 置 場 所	製 造 会 社
1 貯湯槽 (No. 1)	・縦円筒型ステンレス製	・内容積：温水側1,139m <sup>3</sup> 寸法：径950mm×H:1,340mm ・最高使用圧力：0.49MPa ・安全弁装置：32A×1	1 基	機械室 1	森松工業 株式会社
2 貯湯槽 (No. 2)	・縦円筒型ステンレス製	・内容積：温水側2,225m <sup>3</sup> 寸法：径1,100mm×H:2,040mm ・最高使用圧力：0.49MPa ・安全弁装置：32A×1	2 基	機械室 2	

整備機器	形 式	構 造	数 量	設 置 場 所	製 造 会 社
3 熱交換器	・横円筒型(シェルチューブ式)	・内容積：過熱剤0.098m <sup>3</sup> 最大内径：305.7mm ・長さ：1,300mm ・最高使用圧力：0.49MPa ・安全弁装置 25A×1 32A×1	1 基	機械室 1	株式会社 小堀製作所
4 冷温水 ヘッダー(往)	・横円筒型	・内容積：0.042m <sup>3</sup> 最大内径：154.2mm ・長さ：1,900mm ・最高使用圧力：0.49MPa	1 基	機械室 1	株式会社
4 冷温水 ヘッダー(還)	・横円筒型	・内容積：0.041m <sup>3</sup> 最大内径：154.2mm ・長さ：1,900mm ・最高使用圧力：0.49MPa	1 基	機械室 1	

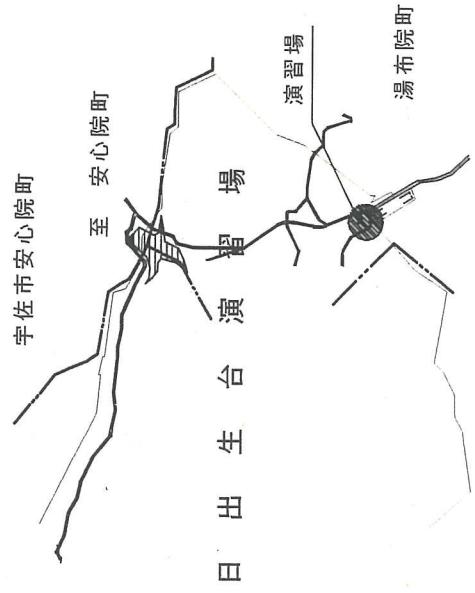
### 6 特記事項

- (1) 本作業は主に特殊な洗浄作業の範囲内とし、本体内部の溶接部近傍は特に重点的に作業を行い、容器内の汚れ、腐食等について清浄化すること。又、ステンレス構造の部分については鉄製のワイヤーブラシ等は使用しないこと。
- (2) また、伝熱管等の洗浄は強水流射ではなくが、支持板とコイルは機械的洗浄方法で他に損傷を与えない作用をすること。
- (3) 安全弁については、分解開放整備とし、復旧時に吹出し試験を行うこと。尚、本体に附属していない場合は、直近の安全弁を整備し、吹出し試験を実施するものとする。
- (4) 洗浄後はタンク内底部のゴミ・錆粉等は完全に取り除くこと。
- (5) フランジ等の接合用バッキンは交換するものとし、材質はテフロン製バッキンを用いるものとする。
- (6) 作業時に安全性に関する異常・変遷及び爆発個所を発見した時は、直ちに係官に通報して指示を受けること。
- (7) 組立・各部の点検調整及び塗装等は「部内性能検査」終了後実施するものとする。

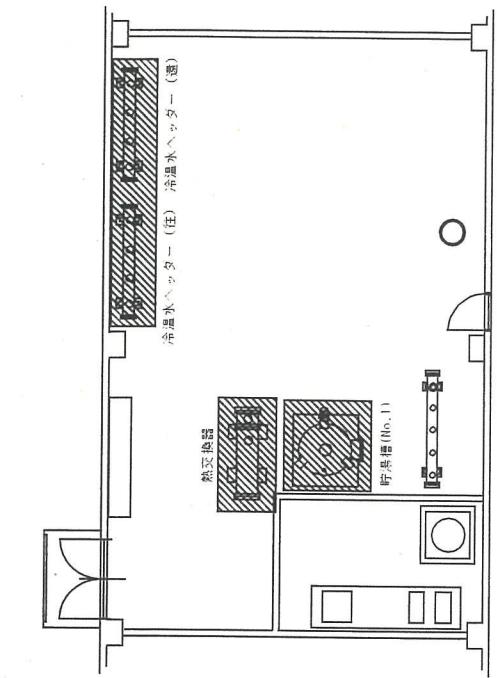
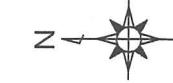
7 檢査  
洗缶作業終了後、直ちに係官の中間検査を受けること。その後、付着物等再仕上げを要するなど指摘された部分は遅滞なく再清浄を行うこと。又、本整備のすべてが完了した後に完成検査を受けるものとする。

- 8 その他
  - (1) この仕様書の規定外の不明事項については、係官の指示によるものとする。
  - (2) 本作業については、「洗缶整備結果報告書」を作成し、1部提出するものとする。
  - (3) 塗装等とは、「耐熱シリカバーア」を示す。

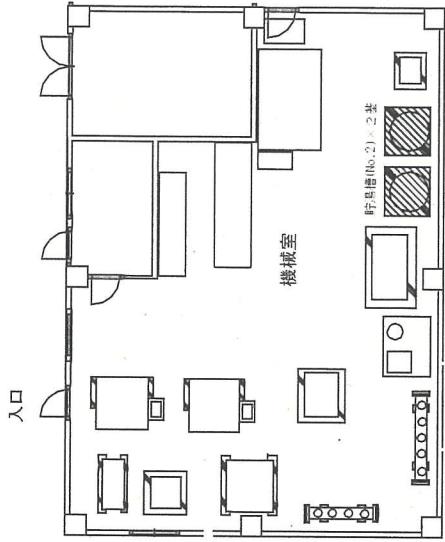
件 名	第 1 種 圧 力 容 器 洗 缶	年 月 日	令 和 5 年 4 月 24 日
図 面	仕 様 書	国 面 番 号	2 / 3
縮 尺			
陸 上 自 衛 隊 湯 布 院 駐 屯 地 業 濬 隊			



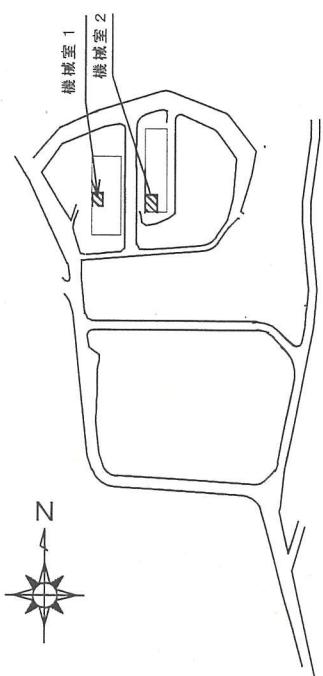
案 内 図



機 械 室 1 平 面 図



機 械 室 2 平 面 図



配 置 図



件 名	第 1 種 壓 力 容 器	洗 缶
圖 面	案内図・配置図	3/3
縮 尺	1/×	
陸 上 自 衛 隊 湯 布 院 駐 留 隊	平成 5 年 4 月 24 日	